

マイナンバーカードの 出張申請を受付けます



▶①マイナンバーカードの出張申請とは？

町職員が企業や団体・地域の公民館などを訪問し、マイナンバーカードの申請を受付けます。受付から1ヶ月半～2ヶ月後、出来上がったカードは、再度町職員が出向いてお渡しします。

平日窓口へお越しいただくことが難しい人にも、カードを申請していただけます。

▶②対象

- ・町内に事業所がある企業、団体
- ・町内の自治会・サークルなど

▶③申し込み条件

- ・申請予定者が複数名以上見込まれること。
- ・申し込み企業、団体において受付会場や机、椅子の準備が可能なこと。

▶④申し込みの注意事項

- ・本人申請のみの受付になります。(代理人による申請は出来ません)。
- ・マイナンバーカードが出来上がった後、町職員が暗証番号を入力することに了承いただく必要があります。

▶⑤申請受付の流れ

〔2週間前まで〕

- (1) 代表者が役場税務住民課へ出張申請申込書を提出
- (2) 事前打ち合わせ
- (3) 申請者リストの提出と必要書類の受け取り
- (4) 当日の必要書類を代表者が申請者へお渡しください

〔当日〕 職場、公民館などで出張申請受付、書類取りまとめ

〔1ヶ月半～2ヶ月後〕 職場、公民館などでカード受け取り



まずは電話で気軽に申し込みください。
申込書は町 HP (<https://www1.town.chizu.tottori.jp/>)
からもダウンロードしていただけます。